

蒲 監 第 8 3 号

平成28年12月28日

請 求 人 様

蒲郡市監査委員 大 岩 敏 郎

同 大 向 正 義

蒲郡市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成28年11月4日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

（省 略）

2 請求のあった日

平成28年11月4日

3 請求の内容

請求人から提出された蒲郡市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

平成19年4月1日に施行された蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付制度要綱（以下「要綱」という。）は、観光地域振興助成金（以下「振興助成金」という。）を蒲郡観光協会（以下「協会」という。）に交付する目的で制定されたものであるが、蒲郡市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）の重要な規定を制定しておらず違法である。

現在に至るまで9年間、違法な要綱に沿って、不当な振興助成金が交付されている。また、その用途が要綱で限定されている用途以外に流用され、余剰金は返還されず内部留保されており、事業内容、振興助成金の用途についても調査されていない。

税金である公金を不正に交付出来る事を可能にした要綱を制定した行為は背任行為である。背任行為によつての交付は財務会計上、違法かつ不当である。また、大部分を協会存続のために流用しており、要綱違反は明白である。

したがって、次の措置を蒲郡市長に求める。

(2) 措置請求の内容

ア 蒲郡市長に対し、要綱の制定に関与した職員の懲戒処分を求める。

イ 蒲郡市長に対し、振興助成金が交付された以降の産業環境部長と観光商工課長の懲戒処分を求める。

ウ 蒲郡市長に対し、振興助成金交付の即時取り消し及び要綱の廃止を求める。

エ 蒲郡市長に対し、平成27年度及び同28年度分の振興助成金の不当使用分及び剰余分を協会へ返還請求することを求める。

オ 蒲郡市長に対し、平成19年度から同26年度分の振興助成金の不当使用分及び剰余分を協会へ返還請求することを求める。

カ 蒲郡市長に対し、協会から振興助成金の不当使用分及び剰余分の返還がなされない場合、本件請求の対象職員に賠償させることを求める。ただし、時効分は減額する。

4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件請求の監査において、草次英夫監査委員は、法第199条の2の規定により、除斥とした。

2 監査対象事項

(1) 監査対象外の判断

法242条第1項に規定する監査対象事項の範囲は、財務会計上の行為に限られるとされている。したがって、要綱の制定行為及び要綱自体の違法・不当を対象とする部分は住民監査請求の対象とはならないことから、監査の対象外とした。また、職員の懲戒処分及び要綱の廃止を求める請求についても同様とした。

次に本件請求では、平成19年度から同28年度までの振興助成金の支出について請求対象としているが、法第242条第2項では、住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされている。

この規定は、住民監査請求の対象となる行為は、普通地方公共団体の機関又は職員の行為である以上、いつまでもこれを争う状態にしておくことは、法的安定性の見地からみて好ましいことではないとの趣旨から、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは住民監査請求をすることができないと定められたものである。

また、同項ただし書きの「正当な理由」の有無については、財務会計上の行為が、秘密裏にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在及び内容

を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（平成14年9月12日最高裁判決）。

本件についてみると、振興助成金は、平成19年度から蒲郡市（以下「市」という。）の予算に毎年度計上されており、公然と支出され、公文書公開請求を行うなど、住民が相当の注意力を持って調査を尽くせば、監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたと解され、事実、請求人は公文書公開請求により、その存在及び内容を知るに至っていることから、正当な理由があるとは認められない。

したがって、本件は、正当な理由が認められないことから、請求日において既に1年を経過している平成26年度以前の振興助成金の支出については、監査の対象外とし、平成27年度以降の振興助成金の支出を監査の対象とした。

（2） 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

市が平成27年度以降に支出した振興助成金が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。また、その支出により市に損害が生じているか否か。

3 監査対象部局

- （1） 産業環境部観光商工課
- （2） 会計室

関係職員等の調査

本件請求の監査を実施するにあたって、産業環境部観光商工課については、平成28年12月15日に課長及び関係職員の出席及び資料の提出を求め、会計室については関係資料の提出を求め、調査を行った。

また、法第199条第8項の規定に基づき、協会が保管する会計諸帳簿等を調査した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成28年12月15日に

証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠が提出され、請求内容を補足するとともに、請求書の訂正を次のとおり行った。

請求書の「本要綱決裁時（平成28年4月1日）」を「本要綱決裁時（平成19年3月31日）」に訂正した。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

（結論）

本件請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下に、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

- (1) 振興助成金の交付先である協会について
- (2) 振興助成金の目的及び使途について
- (3) 振興助成金の支出について

2 請求人の主張と監査対象部局（産業環境部観光商工課）の説明

- (1) 振興助成金の交付先である協会について

協会の目的は、蒲郡観光協会規約において、「蒲郡市旧制蒲郡町地区における観光並びに郷土文化資源の開発と整備拡充を図り、内外観光客の誘致とサービスに努め、地域社会の振興を促進するとともに国民文化の向上と福利増進に資し、併せて、国際親善に寄与することを目的とする。」と規定されている。

また、観光商工課からは、協会の実施する事業は観光振興に繋がり、市の観光振興に大きく貢献している旨の説明がされている。

- (2) 振興助成金の目的及び使途について

振興助成金の目的及びその使途については、要綱において次のように規定されている。

【蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付制度要綱】

第1 この制度は、協会が管理する有料駐車場使用料収入の一部を協会に振興助成金として交付することにより、観光施設の美化活動を推進し、良好な観光施設の維持管理に寄与するとともに、観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ることを目的とする。

第3 この制度による振興助成金の交付を受けた協会は、その用途について観光施設の美化推進及び観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることとする。

請求人は、振興助成金が要綱で限定されている用途以外に充てられており、協会に内部留保されていると主張している。

これに対し、観光商工課は、協会の実施する事業については、協会の目的から、概ね、すべてが、観光振興事業に繋がると説明している。

(3) 振興助成金の支出について

振興助成金の支出については、平成27年度は、5,657,480円（決算額）、平成28年度は、4,494,980円（平成28年5月25日から同11月25日支払い分）の支出がされていた。関連する財務会計規程に基づき、適正に支出されていると認められたものの、手続きの面において一部適切でないところが見受けられた。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認及び監査対象部局の説明並びに関係資料の調査等を総合して、以下判断について述べる。

助成金等の交付の根拠については、法第232条の2において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、その中の公益上必要がある場合とは、「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」（行政実例昭和28年6月29日）とされている。

この公益性について検証すると、協会については、観光並びに郷土文化資源の

開発と整備拡充を図り、内外観光客の誘致とサービスに努め、地域社会の振興を促進するとともに国民文化の向上と福利増進に資し、併せて、国際親善に寄与することを目的とした団体であることから、公益性が極めて高い団体であることは異論のないところである。

振興助成金については、協会が観光振興事業を実施・継続していくにあたり、その助成を目的としていると解されるから、振興助成金自体に公益性があり、市長が提出した予算案が市議会で審議され可決されることにより、助成金額を含めその交付が客観的にも必要であると判断されたこととなるものである。

次に、振興助成金の支出について検証する。振興助成金の使途については、要綱において、「この制度による振興助成金の交付を受けた協会は、その使途について観光施設の美化推進及び観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることとする。」と規定されている。

振興助成金の交付先である協会については、前述したとおり、公益性が極めて高く、観光並びに郷土文化資源の開発及びその振興を図るための団体であることから、協会の実施する事業については、通常、観光振興を目的として実施されるものであり、それに伴う支出についても、観光振興に対する費用に充てられたものと解されることとなる。

なお、平成27年度における協会の支出について、会計諸帳簿等を確認したところ、それぞれの費用において、適正な支出がされており、違法又は不当といえるものは認められなかった。また、平成28年度の支出についても同様に、調査時点において、違法又は不当といえるものは認められなかった。

上記のとおり、振興助成金の支出については、その交付自体に、公益上の必要性が認められることから、一部支出手続きの面で、適切でない部分があったと考えられることのみをもって、直ちに違法又は不当であるとはいえない。

以上のとおり、市が平成27年度以降に支出した振興助成金が、違法又は不当な公金の支出にあたることは認められず、また、その支出により市に損害が生じているとも認められないことから、本件請求には理由がないものと判断した。

付 記

本件請求について、監査委員の判断は以上のとおりであるが、振興助成金の交付にあたり、市民の疑念を招いたことは、誠に遺憾であると言わざるをえない。

また、本件請求は、平成27年度以降の振興助成金の交付について、監査の対象としたものであるが、平成26年度以前の振興助成金の交付についても、再度、関係書類を精査するなかで、必要があれば、法、交付規則等の関係法令の規定に則り、適正な事務執行が行われるよう要望する。

最後に、本件のように、毎年度継続して交付する助成金については、行政運営を進めるうえで、助成の目的及び効果を十分に踏まえ、社会状況の変化に即した見直しを行うことも必要であると考えている。